# 大気汚染防止法の一部改訂　　　**令和3年4月1日施行分**

令和3年4月1日

株式会社 日　　栄

令和2年6月5日に、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大等が盛り込まれた「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布されました。改正法は、本日令和3年4月1日より順次施行されます。

**（1）規制対象の拡大（令和3年4月1日施行）**

　これまでは、吹付け石綿（レベル1建材）及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2建材）が規制対象でした。今回の改正により、**石綿含有成形板等（レベル3建材）も規制対象**となり、レベル3建材の除去等作業についても作業基準が設けられました。

（注）レベル3建材の除去等作業については、これまでどおり「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出は不要です。

**（2）石綿含有仕上塗材の取扱い（令和3年4月1日施行）**

　吹付け工法により施工されたことが明らかな石綿含有仕上塗材はレベル1建材に該当するものとして取扱っていましたが、今回の改正により、**石綿含有仕上塗材は施工方法にかかわらずレベル3建材**として取扱うことになりました。

（注）「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出は不要ですが、**作業基準を遵守する必要**があります